

# 小松市学校体育施設開放 ハンドブック 2022

## ～学校体育施設開放事業とは～

小松市では、市内にある全市立小中学校の体育施設について、学校教育に支障のない範囲で開放しています。令和3年度では、約200団体が学校体育施設を利用し、スポーツを通じ、子ども達の健全育成、大人の健康増進や余暇活動の充実等に励んでおられるところです。

近年、生涯スポーツへの関心が高まる中、利用を希望される団体も増加し、その活動も多様化しております。一方で、学校教育に支障のない範囲で開放していることから、競技内容・利用目的によっては、利用を制限させていただく場合もございます。

また、学校体育施設の照明を利用した際には、電気代相当分を利用団体のみなさまから負担していただいています。

つきましては、この度、みなさまが学校体育施設を利用するにあたり、スムーズに手続きができるよう、「学校体育施設利用の手引き」を作成いたしました。内容を確認のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

## ～目次～

- (1) 利用できる団体・できない団体・・・・・・・・P2
- (2) 屋内体育施設を利用できない種目・・・・・・・・P2
- (3) 開放している施設・開放時間・・・・・・・・P2
- (4) 利用時間の延長・・・・・・・・P2
- (5) 定期使用の制限について・・・・・・・・P2
- (6) 電気代相当分の負担・・・・・・・・P3
- (7) ご利用までの流れ・・・・・・・・P4
- (8) 電気代相当分納入の流れ・・・・・・・・P5
- (9) ご利用にあたっての注意・・・・・・・・P6
- (10) 弁償責任・・・・・・・・P6

## (1) 利用できる団体・できない団体

### ・利用できる団体

おおよそ 10 名以上で、市内に住む方が半数以上の団体

### ・利用できない団体

1. 特定の政党や候補者を支持・反対したりするなど、政治的活動を目的とする団体  
(ただし、公職選挙法 161 条 1 項で規定された、個人演説会などは除く)
2. 特定の宗教を支持・反対したりするなど、宗教活動を目的とする団体
3. 営利を目的とする行為があると認められる団体  
例：自社の商品・器具を使って健康セミナーを行う民間企業・団体  
参加料を徴収してスポーツ教室を行う民間企業・団体 など
4. 利用者のうち、小松市内に住む方が半数に満たない団体
5. 未成年者のみの団体

## (2) 屋内体育施設で利用できない種目

ボールを用いる屋外競技 (ソフトテニスを除く)、フットサル

## (3) 開放している施設・開放時間

|     | 開放施設                                  | 開放時間 |                           |          |
|-----|---------------------------------------|------|---------------------------|----------|
|     |                                       | 施設   | 平日                        | 学校の休業日   |
| 小学校 | 全 22 校の屋内外体育施設<br>(芦城小・苗代小は 2 か所あります) | 屋内   | 18 時～21 時                 | 校長が認める時間 |
|     |                                       | 屋外   | 5 時～7 時 30 分<br>18 時～21 時 | 校長が認める時間 |
| 中学校 | 全 10 校の屋内体育施設<br>※義務教育学校を含む           | 屋内   | 19 時～21 時                 | 校長が認める時間 |

※中学校の屋外体育施設は開放していません。

## (4) 利用時間の延長

仕事で集まりが遅くなるなど、やむを得ない事情があるときは、屋内体育施設についてのみ、各学校開放運営協議会の許可を得た上で、22 時まで延長することができます。

また、その際は「学校体育施設変更使用申請書」を各管理指導員へ提出してください。

## (5) 定期使用の制限について

市または市立学校、中学生以下の健全育成を目的とした団体以外が使用される場合、同一施設の午後 7

時以降の使用は年間 100 時間までといたします。

ただし、100 時間に達した後もほかに使用を希望する団体がない場合は引き続き使用できます。

## (6) 照明電気代相当分の負担

屋内体育施設…1 時間あたり 100 円、屋外体育施設…1 時間あたり 150 円

※ 照明を使用した時間のみ、対象となります。

詳しくは、5 p 「(8) 電気代相当分納入の流れ」をご確認ください。

また、以下の団体は電気代相当分の負担を免除できます。

1. 市または市立学校が使用するとき
2. 指導者以外が小中学生のみの団体で、健全育成を目的に使用するとき
3. 65 歳以上のみの団体で、健康増進を目的に使用するとき
4. 障がい者スポーツ団体、福祉団体が障がい者スポーツの振興を図る目的で使用するとき
5. その他、教育委員会が公益上必要と認めたとき

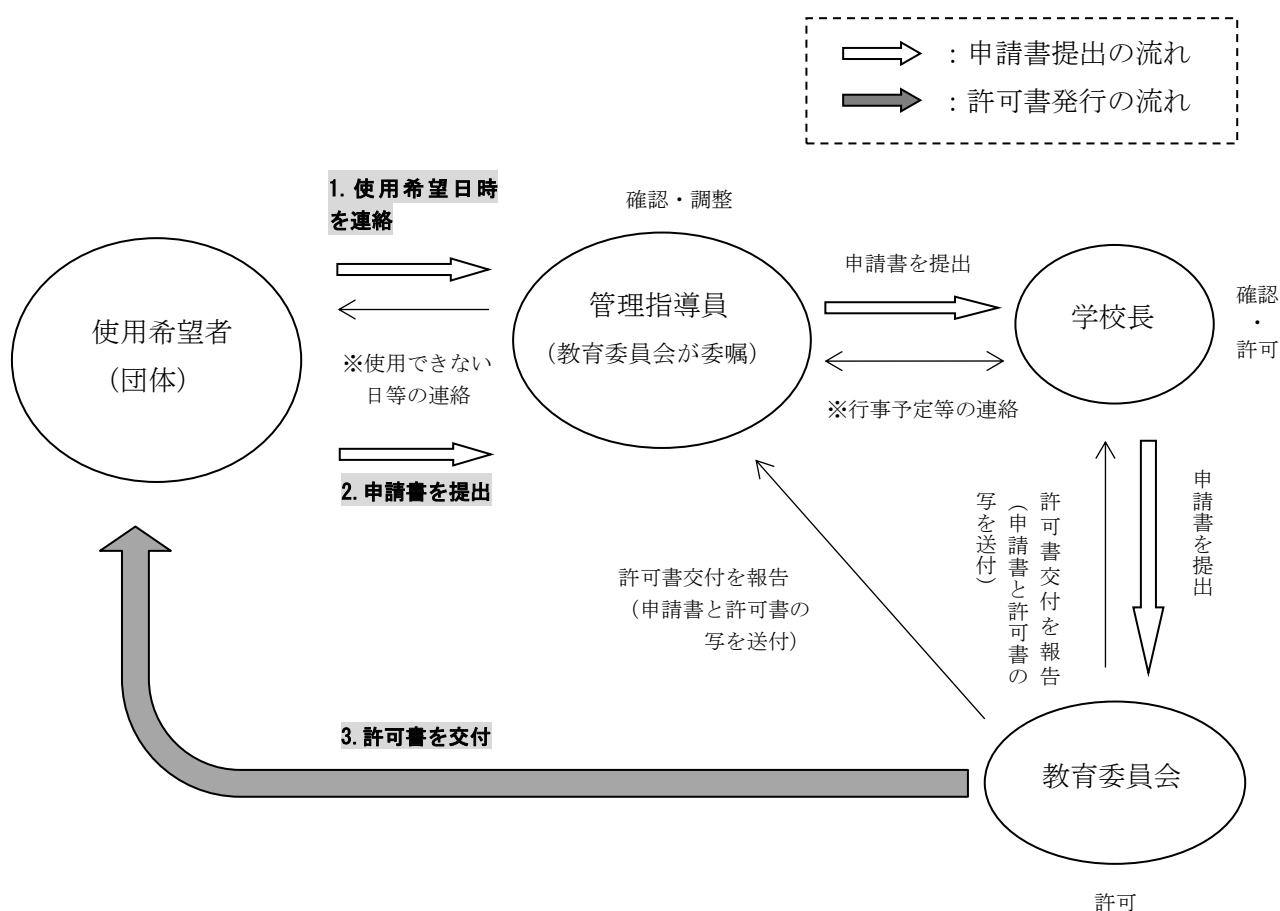
※ 免除申請がないと、上記の対象団体であっても、電気代相当分負担の対象となってしまいます。

### ・免除を認められる場合・認められない場合（例）

|   | 認められる場合   | 認められない場合   |
|---|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校が他校で部活動を行う場合</li><li>・ 市立高校による使用</li><li>・ 消防団による使用</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立・私立高校による使用</li></ul>                                   |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 少年野球、サッカーなど中学生以下のスポーツ活動</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 親子で参加する競技、健康増進活動</li><li>・ 小中学生スポーツ団体の指導者向け講習会</li></ul> |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全員が 65 歳以上で体操、球技など運動目的で使用する場合</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 人でも 64 歳以下の方がいる場合</li><li>・ 運動目的で使用しない場合</li></ul>     |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 車いすバスケ、車いすテニスなど、障がい者スポーツの練習</li><li>・ 福祉団体による、障がい者スポーツの指導者育成などを目的とした講習会</li></ul>                               |  |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災訓練</li><li>・ 校区の社会体育大会</li><li>・ 地域交流を主目的とする町内会活動</li><li>・ 市民体育大会に向けた練習</li></ul> <p>(出場選手登録から本番までの期間のみ)</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ スポーツクラブの練習</li><li>・ 校区内のリーグ戦</li></ul>                  |

## (7) ご利用までの流れ

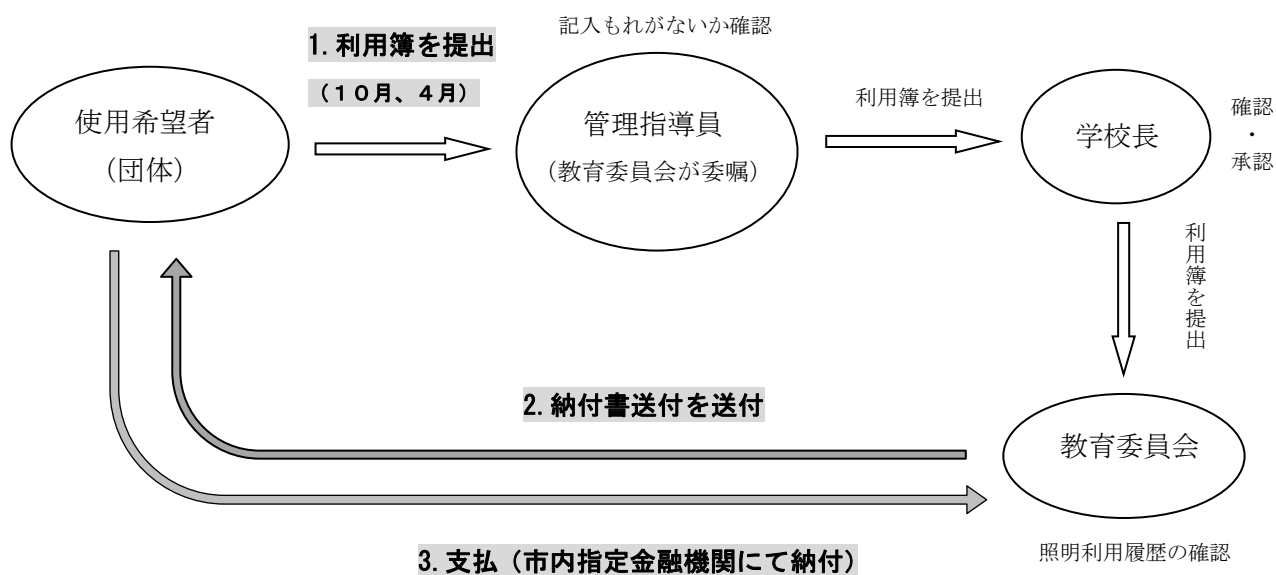
1. 使用したい施設の管理指導員に連絡し、使用する日時を調整  
各施設管理指導員の連絡先は生涯学習課か使用を希望する学校へお問い合わせください。
2. 使用申請書を記入し、管理指導員へ提出  
使用希望日の10日前までに提出してください。記入漏れがないようご注意ください。  
**※ 傷害・損害保険には必ず加入して下さい。非加入の場合は使用を認められません。**
3. 生涯学習課から使用許可書を送付
4. 使用開始



## (8) 電気代相当分納入の流れ

電気代相当分は10月(4~9月使用分)と4月(10~3月使用分)の年2回請求します。  
納入の流れは以下のとおりです。

1. 「利用簿及び管理日誌」を各施設管理指導員へ提出してください。
2. 生涯学習課から納付書を送付
3. 納付書により電気代相当分を納入



※ 照明の使用時間を利用簿に必ず記載ください。

万一記載のない場合、使用時間＝照明使用時間として電気代相当分を算定させていただきます。

※ 利用簿の提出は速やかにお願いいたします。

## (9) ご利用にあたっての注意

1. 学校敷地内で喫煙・飲酒は厳禁です。
  2. 持ち込んだものは学校に置かず、各自で持ち帰ってください。
  3. 使用時間を守ってください。  
また、使用後の敷地内での話し合いなどは近隣の方へ迷惑がかかりますので、おやめください。
  4. 申請した種目・目的以外での使用はご遠慮ください。
  5. 使用した後は清掃を行って下さい。
  6. 使い終わったら、「利用簿及び管理日誌」をご記入ください。
  7. ご利用時間と学校の行事が重なった場合は、学校行事が優先されます。
- ※ 注意を守られない場合、ご利用をお断りさせていただくことがあります。

## (10) 弁償責任

学校の設備や備品を故意または重大な過失によって壊したり、亡くしたりした時は、弁償責任を負っていただきます。

### 【お問い合わせ先】

〒923-8650 小松市小馬出町 91

小松市教育委員会事務局 生涯学習課

TEL : (0761)24-8128 FAX : (0761)23-3563

E-mail : seishou@city.komatsu.lg.jp